

【社会福祉施設の労働災害】

・社会福祉施設の労働災害は、平成22年までは年間に60～80件程度であったものが、平成23年に急増したことから、平成24年度以降は『労働災害防止重点業種』に指定され、全国的に労働災害防止対策の徹底に係る説明会や個別指導が行われています。

また、平成26年度には、労働災害防止対策を積極的に推進するため、労働者数10名以上の事業場に「安全推進者」の選任を義務付けるガイドラインが策定され、多くの事業場で「安全推進者」が選任されています。

しかしながら、労働災害の増加傾向に歯止めがかからず、令和元年は177件と更に増加し、令和2年も12月末現在で165件に達している状況です。

・長崎県内の社会福祉施設における労働災害発生状況

21年	22年	23年	24年	25年	26年
83	59	122	102	110	117
27年	28年	29年	30年	元年	2年12月
108	139	138	159	177	165

・社会福祉施設の労働災害増加の主な要因は、慢性的な労働力の不足にあることは明らかですが、労働者が不足している状況において、労働災害が発生すると、労働者の負担は更に増加し、労働災害の連鎖を生む危険性もあることから、労働災害防止対策の徹底は喫緊の課題となっています。

・平成26年から令和元年までに発生した838件の労働災害を事故の型別にみると、下表のとおり『転倒災害』と『無理な動作による災害』が多発し、労働災害全体の68%を占めていることから、この2つの労働災害を減らすことが重要です。

事故の型	発生件数
墜落・転落	77
転倒	306
激突	33
激突され	23
挟まれ	19
切れ・こすれ	16
高温物接触	14
交通事故	47
無理な動作	260
その他	43
合計	838

転倒災害（年齢別）

60歳以上	112
50歳代	114
40歳代	49
30歳代	21
20歳代	10

・転倒災害を被災労働者の年齢別に見ると、50歳以上の労働者の割合が74%と、明らかに高くなっており、高齢労働者に対する転倒防止対策が必要です。

無理な動作（年齢別）

60歳以上	47
50歳代	65
40歳代	55
30歳代	54
20歳代	39

・無理な動作による災害を被災労働者の年齢別に見ると、各世代で発生していますが、身体能力の低下が進む50歳代でより多く発生しています。

『転倒災害防止対策』

【災害発生状況】

- ・ 高年齢労働者の転倒災害の発生状況を見ると、
 - ① 濡れた床面又は湿った床面で足を滑らせ転倒する。
 - ② 通路面又は通路面の極々僅かな凸凹につまずいて転倒する。
 - ③ 倒れた利用者等を助けるために、走りだそうとした時に足がもつれて転倒する。
- ・ 濡れた床面等で足を滑らせる状況は年齢に関係ありませんが、バランス感覚が低下した高年齢労働者は転倒に至る危険性が増しています。
躓きに関しては高齢者特有で、筋力の低下により、歩行の際に足が殆ど上がっておらず何も無い床面でもつまずきます。
足がもつれるについても、身体の反応速度の低下によるもので、意識と身体の動きとのずれによるものです。

以上のことから、社会福祉施設における高年齢労働者の転倒災害のキーワードは、「滑り」「つまずき」「身体能力の低下」となり、この3点を改善することで、転倒災害を大幅に減少させることは可能です。

つきましては、下記の対策を講じるようお願いいたします。

【防止対策】

1. 滑らない、つまずかない靴を着用する。

・ 従来、「滑らない、つまずかない靴」としては、食料品製造業等を対象とした、濡れた床面等でも滑りにくく、つまずきにくい長靴が主流でしたが、近年は、各安全用品メーカーやシューズメーカーから、「滑りにくく、つま先の上がつまずきにくいシューズ（上履）」が多数販売されています。

価格的にも、3000円程度の物から存在するので、ユニフォームと同様に、作業着の一部として導入されるようお願いいたします。

・ 滑らない靴も、靴底が摩耗すると「耐滑性能」が低下することから、靴底の摩耗の状況を定期的に点検し、摩耗の著しい靴については取り替えるようお願いいたします。

2. 転倒防止（予防）体操等の実践

・ 身体能力（筋力やバランス感覚等）の低下による転倒災害を防止するため、「転倒予防体操」等の実践をお願いいたします。

「転倒予防体操」については、インターネット上でも様々な種類の体操が紹介されていますので、利用者も含めて、施設全体（若年労働者を含む）で実践するようお願いいたします。

社会福祉施設の労働災害防止対策！

長崎労働局

労働災害が急増している社会福祉施設に対しては、これまで安全推進者を選任し、「転倒災害」と「無理な動作による腰痛等」を防止するよう指導してきましたが、労働災害の増加に歯止めがかからない状況（別添、「社会福祉施設の労働災害」参照）であることから、更に一步踏み込んで、「転倒災害」を防止するため、下記1、2に示す対策の徹底をお願いします。

また、「無理な動作による腰痛等」を防止するため、下記3の対策について、検討を行うようお願いします。

記

1. 「滑らない、つまずきにくい靴（シューズ）」の導入

転倒災害の原因の一つは『足元の滑り、躓き』によるものです。

靴底を滑らない素材や形状とし、つまずき防止のため爪先の上がった「滑らない、つまずきにくい靴」が、多数販売されていますので、ユニフォームと同様に、作業着の一部として導入するようお願いします。

2. 転倒防止（予防）体操の実践

転倒災害の原因の二つ目は、高年齢労働者を中心に筋力や反応速度の低下など『身体能力の低下』であることから、身体能力の維持・向上を図るため、転倒防止（予防）体操等を実践するようお願いします。

3. アシストスーツ等の導入

無理な動作による腰痛等の原因は、慢性的な労働力の不足に伴い介護労働者の身体的な負担が増していることが一つの要因であることから、「利用者を抱上げる」などの際に、介護労働者の腰部の負荷軽減が必要であると思われま

す。
近年、製造業や農業現場だけでなく介護現場等も含め、腰部に負荷のかかる重量物の持ち上げ作業の際に、バネやエアダンパーなどの力で腰部の負荷を大幅に軽減する『アシストスーツ等』が開発されています。

従来 of 電動リフトなどの介護機器に比べ、遙かに安価なものも販売されていることから、『アシストスーツ等』の導入をご検討ください。